

建設労働者の雇用の改善を図る 事業主の方等への給付金

34 人材確保等支援助成金(建設雇用改善助成金)

建設事業主及び建設事業主団体等が行う雇用管理の改善や建設労働者の技能の向上等を図るための措置について、賃金、経費の一部を助成することにより、建設労働者の雇用の安定を図るものであり、「建設教育訓練助成金」、「建設事業主雇用改善推進助成金」及び「建設事業主団体雇用改善推進助成金」の3種類の制度からなっています。

各助成金の概要

I 建設教育訓練助成金

1 第1種 認定訓練

職業能力開発促進法による認定職業訓練を行う中小建設事業主等に対し、その経費の一部を助成するものであって、認定訓練を受講した建設労働者1人につき、下表に掲げる建設関連の訓練の種類に応じて定められた助成金の単価に訓練を受講した月数、コース数又は単位数を乗じて得た額を助成します。

訓練の種類 (建設関連の訓練に限る)	訓練課程及びコース	月、コース 又は単位	助成金の単価		
			認定訓練	広域認定訓練	
普通職業訓練	普通課程	1 月	4,400 円	6,600 円	
	専修訓練課程	1 月	4,400 円	—	
	短期 課程	一級技能士コース	1コース	9,700 円	14,600 円
		二級技能士コース	1コース	9,700 円	14,600 円
		単一等級技能士コース	1コース	9,700 円	14,600 円
		管理監督者コース	1単位	1,800 円	2,700 円
		能開法施行規則別表第4による訓練	1コース	16,000 円	25,000 円
上記以外の短期課程	1単位	1,800 円	2,700 円		
高度職業訓練	専門課程	1 月	19,500 円	—	
指導員訓練	研修課程	1単位	1,800 円	2,700 円	

(注)単位数は訓練を受講した時間数によって決まります。

2 第2種

(1) 技能実習

建設労働者に対する技能向上のための技能実習を実施する中小建設事業主等に対し、その経費の一部を助成します。一の技能実習について1日20万円(訓練内容により13万円)を限度額とし、かつ、20日分を限度として支給します。

(2) 通信教育訓練

雇用する建設労働者に通信制による教育訓練を受講させ、受講料の一部又は全部を負担した中小建設事業主に対し、受講料の一部を助成します。負担した受講料の1/2、1人当たり10万円を限度として支給します。

(3) 就業機会確保事業

実施計画の認定を受けた建設業の事業主団体が建設業務労働者就業機会確保事業の対象労働者に対する教育訓練を自ら実施又は教育訓練施設等に委託して実施した場合にその費用の1/2(中小建設事業主団体にあつては2/3)(1コース1人当たり5万円を限度)に相当する額を支給します。

3 第3種

(1) 職業訓練推進

職業訓練法人(広域的職業訓練を実施する者に限る)が、建設工事における作業に係る職業訓練の推進のための活動を行う場合に、その経費の一部を助成します。職業訓練の推進のための活動に要した経費の2/3(訓練人日2万人日未満、限度額4,500万円)、(訓練人日2万人日以上3万人日未満、限度額6,000万円)、(訓練人日3万人日以上4万人日未満、限度額7,500万円)、(訓練人日4万人日以上、限度額9,000万円)を支給します。

(2) 施設等設置整備

職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置、整備を行う場合、その経費の一部を助成します。職員及び訓練生のための福利厚生用施設及び設備以外のものの設置又は整備に要した経費の1/2に相当する額(限度額3億円)を支給します。

(3) 受講援助

雇用する建設労働者に広域的職業訓練を受講させた建設事業主に対し、その受講に要する旅費の一部を助成します。建設事業主が負担した旅費の1/2に相当する額を支給します。

4 第4種

中小建設事業主が、その雇用する建設労働者に有給で認定訓練、技能実習又は就業機会確保事業に係る教育訓練を受講させた場合、その賃金の一部を助成するものです。

(1) 認定訓練(中小建設事業主に限る)

長期課程訓練 1人1日当たり 4,400円

短期課程訓練 1人1日当たり 7,000円

(通常の賃金の額に相当する額から訓練給付金を差し引いた額が、上記日額を下回る時は、その差し引いた額)

(2) 技能実習(中小建設事業主に限る)

1人1日当たり 5,000円を限度額とし、かつ20日分を限度として支給します。

(3) 就業機会確保事業

建設業務労働者就業機会確保事業の許可を受けた建設事業主が対象労働者に教育訓練を受講させた場合に、その対象教育訓練を受けさせる期間に支払った通常の賃金について厚生労働大臣が定めるところにより算出した額(注1)の1/2(中小建設事業主にあつては2/3)に相当する額に、対象教育訓練を受けさせた日数として算出した日数(1コース150日を限度)を乗じて得た額を建設事業主に支給します。(注2)

(注1) (当該事業所の前年度1年間の雇用保険の保険料の算定の基礎となる賃金総額) × 0.8

(当該事業所の前年度1年間の1ヵ月平均雇用保険被保険者数) × (当該事業所の年間所定労働日数)

(注2)ただし、その額を当該日数で除して得た額が雇用保険の基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額とします。

II 建設事業主雇用改善推進助成金

中小建設事業主が、雇用管理面での課題を分析し、下記(表1)の事業に係る課題に対応するための年間を通じた計画(雇用改善実施計画)を策定し、独立行政法人雇用・能力開発機構の認定を受け、当該計画に従って取組を実施した場合、助成金を支給します。

(表1) 建設事業主雇用改善推進助成金

※全体で200万円を限度

事業区分	助成率・助成限度額
① 雇用管理責任者の選任・配置等 (取組例) <input type="checkbox"/> 雇用管理改善研修の実施 <input type="checkbox"/> 職長研修の実施 <input type="checkbox"/> (独)雇用・能力開発機構の雇用管理研修への参加 など	研修実施経費 1日当たり10万円 (6日分を限度) 研修受講援助 受講者1人当たり 1日5,000円 (")
② 建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組 (取組例) <input type="checkbox"/> 若年者の入職促進に関する取組 <input type="checkbox"/> 建設現場見学会の開催 <input type="checkbox"/> 募集・採用に関する検討会の開催 など	助成額 実施経費の1/2相当額 限度額 100万円
③ 高齢労働者・女性労働者の活躍を推進する取組 (取組例) <input type="checkbox"/> 永年勤続表彰制度の実施 <input type="checkbox"/> 女性労働者の入職・活用促進事業の実施 <input type="checkbox"/> 再雇用制度導入のための取組 など	助成額 実施経費の1/2相当額 限度額 100万円
④ 建設労働者への魅力ある職場づくりのための取組 (取組例) <input type="checkbox"/> 工事現場の作業員用施設の設置(賃貸) <input type="checkbox"/> 労働安全管理の整備事業の実施 <input type="checkbox"/> 労働時間短縮のための取組 など	助成額 実施経費の1/2相当額 限度額 100万円
⑤ 期間雇用労働者の雇用改善 (取組例) <input type="checkbox"/> 通年雇用のための取組 <input type="checkbox"/> 期間雇用労働者の健康診断事業 など	助成額 実施経費の1/2相当額 限度額 50万円
⑥ 建設労働者の雇用管理改善のための社会保険労務士等専門家のコンサルティングの利用 (取組例) <input type="checkbox"/> 上記の雇用改善の取組に必要な相談 <input type="checkbox"/> 事業所における雇用改善実施計画の作成に関する相談 など	助成額 実施経費の1/2相当額 限度額 50万円

Ⅲ 建設事業主団体雇用改善推進助成金

中小建設事業主の団体又はその連合団体が、下記(表2)の事業のうち傘下企業の雇用管理の改善に必要と思われる事業について数値目標を設定し、独立行政法人雇用・能力開発機構の認定を受け、その目標達成のために必要な事業を実施した場合、助成金を支給します。

(表2) 建設事業主団体雇用改善推進助成金 (第1種地域・全国団体)

	事業区分	助成率	限度額	
一般項目	① 建設労働者の雇用管理の改善を促進する事業	1/2	地域団体	200万円
	② 雇用管理研修等の実施			
	③ 建設労働者の能力開発を促進する事業		全国団体	1,000万円
	④ 職業生活上の環境の整備、健康管理の実施を促進する事業(全国団体除く)			
重点項目	⑤ 建設労働者の体系的な処遇の改善を推進するための事業	2/3	地域団体	100万円
			全国団体	400万円
	⑥ 建設労働者の教育訓練の共同化又は広域化を推進する事業	2/3	地域団体	100万円
			全国団体	400万円
	⑦ 建設労働者の再就職、建設業への入職促進に係る支援の実施を促進する事業	2/3	地域団体	100万円 or 200万円
		全国団体	400万円 or 800万円	
	⑧ 若年労働者の採用・定着を図る事業	2/3	地域団体	200万円
			全国団体	800万円
	⑨ 高齢・女性労働者の活躍を促進する事業	2/3	地域団体	100万円
			全国団体	400万円

注1: ⑦の事業については、厚生労働大臣による実施計画の認定を受けて建設労働者の需給調整に係る事業を実施する場合、全国団体は800万円、地域団体は200万円とする。

注2: ①～⑨の事業に関する調査・研究についても助成対象。

○ 制度の詳細、その他受給のための手続き等は独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターへお問い合わせください。

お電話でのお問い合わせ 0570-001154

全国どこでも最寄りの独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターに自動転送されます。(ただし、携帯電話・PHS はご利用できません。NTT 回線以外の方は一部つながらない場合もあります。)

ご利用時間 9:00～17:00(土・日・祝は休業)